

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総 則

[各班共通]

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、本市における地震防災体制の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域を管轄又は区域内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者等（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、「第1章第5節防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱」による。

第2節 関係者との連携協力の確保

[各班共通]

第1項 資機材、人員等の配備手配

1 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

・防災用資機材、建設用重機、仮設トイレ、テント及び必要な物資等

- (2) 市は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため、必要な物資等の供給の要請を行うことができる。

・寝具類（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
・外衣類（洋服、作業衣、子供服等）
・肌着類（シャツ、パンツ等の下着）
・身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
・炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
・食器類（茶碗、皿、箸等）
・日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
・光熱材料（マッチ、プロパン等）

2 人員の配置

市は、人員の配置状況を県に報告する。

また、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、奈良市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成する。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

第2項 他機関に対する応援要請

- (1) 市は、災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、他機関等と応援協定等を締結しており、必要があるときは、応援協定等に従い、応援を要請する。

資料 55 災害時相互応援協定

資料 79 災害時における協定締結業者一覧表

- (2) 市長（本部長）は、必要があるときは、知事に対し、自衛隊の地震防災派遣の要請を依頼する。

参照 第3章第3節第1項自衛隊災害派遣要請計画

第3項 帰宅困難者への対応

公共交通機関の運行停止等により、多数の通勤者、通学者、旅行者等の帰宅又は移動が困難になることが予測される。

市は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉徒歩帰宅の抑制対策を進める。

その対策等については次のとおりとする。

(1) 情報の提供

帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、避難場所等に関する情報、鉄道等の運行や復旧状況に関する情報等を迅速に提供する。

その際、放送事業者等と連携して、様々な手段で定期的な情報提供に努める。

(2) 帰宅困難者への支援

帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するために、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の協力を得て、水や食糧等を提供できる支援施設のネットワーク化に努める。

(3) 観光客対策

国内遠隔地や外国から本市を訪れた観光客に対し、避難場所の確保や輸送対策等の体制づくりを行う。

(4) 一時滞在施設等の確保

帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1項 避難指示等の発令

[各班共通]

市長（本部長）は、大地震の発生時に、市民の生命と身体の安全を確保するために危険地域の住民に対して、避難指示を行う。

なお、地震発生後、火災や崖崩れ等の危険が迫り、高齢者等避難や避難指示（以下「避難指示等」という。）が発令されて避難する場合や、市民の自主判断で避難が必要な状況が発生して避難する場合があるが、いずれにしても避難行動は、地域ごとに一団となって避難することを基本とする。

第2項 避難対策等

[各班共通]

- 1 市は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

- 2 市は、必要に応じて、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び避難場所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該建物の被災状況等の把握に努める。

なお、指定避難所の開設時における応急危険度判定の実施、各指定避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に関して、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

- (1) 判定士の認定及び登録については、「奈良県地震被災建築物応急危険度判定士登録要綱」により行う。
- (2) 指定避難所に、防災行政無線の配置、災害時優先電話の指定等を行う。
- (3) 指定避難所の管理・運営に係る関係書類の様式等を整理しておく。

- 3 市は、指定避難所を開設した場合に、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食糧等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。

なお、発災後は、適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

参照 第4章第6節震災時の民生安定等に関する計画

- 4 自主防災防犯組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示等があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び市災害対策本部の指示に従い、市民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

- 5 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- (1) 市は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有する。
- (2) 地震が発生した場合、市は(1)に掲げる者を収容する施設のうち、自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

- 6 外国人、出張者等に対する避難誘導等については、宿泊施設及び観光地において被害が拡大する場合、宿泊施設の責任者や観光地の従業員が、放送施設や拡声器等により、速やかに最寄りの避難地、避難所に誘導する。

その際、観光客に対しては、団体行動をとるよう指示し、パニックを避けるよう努める。

- 7 指定避難所等における救護上の留意事項としては、以下のとおりである。

(1) 市が、指定避難所において、避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。

- 1) 収容施設への収容
- 2) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
- 3) その他必要な措置

(2) 市は、(1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。

- 1) 流通在庫の引渡し等の要請
- 2) 県に対し、県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
- 3) その他必要な措置

第3項 消防機関等の活動

[消防班]

地震発生時において、市民の人命保護と被害の軽減を図るため、救助、救急、消火、障害物除去、避難及び医療等の活動を行う。

準拠 第4章第4節震災時の現場活動に関する計画
準拠 第4章第5節震災時の避難救助等に関する計画

第4項 ライフライン関係

[本部事務班、土木復旧第一班、土木復旧第二班、復旧班、(各事業者)]

1 災害時ライフライン情報掲示板の設置

災害発生後、上水道、下水道、電力、ガス、電話のライフラインの事業者は、復旧体制を整えたうえ、被害情報及び復旧情報を本部事務班に提供する。

本部事務班は、災害対策本部に「災害時ライフライン情報掲示板」を設置し、その情報を逐一、時系列に掲示することにより、報道機関、防災関係機関等へ情報提供する。

2 水 道

(1) 上水道

上水道の応急復旧の目標期間は、応急給水と同様に地震発生から4週間とし、復旧作業は取水口から浄水場までの隧道及び導水管、浄水場から主要な配水池へ送る送配水管へと順次行い、最終的に末端である給水装置の復旧を行う。

応急復旧の拠点基地については、重機等大型車が出入りでき、資材等の搬入、搬出がしやすく、また駐車余地もあることから緑ヶ丘浄水場とする。

また、応急復旧作業のため、日本水道協会関西地方支部を通じて水道災害に係る応援協定に基づく他水道事業体からの応援や、奈良市企業局指定給水装置工事事業者関係組合への応援を要請する。

準拠 第2章第5節第6項水道施設予防計画

資料 56 水道災害に係る応援協定

(2) 下水道

下水道の応急復旧は、以下に示すとおりである。

- 1) 災害後においては速やかに被害状況を調査して、可能な限りの応急措置を実施する。
- 2) 下水道管渠の閉塞等の被害が発生して下水道の使用が不能となった場合は、水洗便所等の使用ができなくなるので、直ちに復旧工事を実施する。
- 3) 災害による被害状況に基づいて、被害箇所を再確認してその対策について研究し、事後の災害予防に備える。

準拠 第2章第5節第7項下水道施設予防計画

3 電 気

電力事業者は、円滑な避難を確保するため、余震情報等の伝達や夜間の避難時の照明

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じる。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

さらに、災害応急活動の拠点等に対して、電力を優先的に供給するために必要な措置を実施する。

4 ガ ス

ガス事業者は、火災等の二次災害防止のため、利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施する。

なお、供給施設及び顧客施設の災害復旧については、被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえでガスの供給を再開する。

また、災害復旧の実施に当たっては、救助救急活動の拠点となる場所等を原則として優先するなど、災害状況、各設備の被害状況及び被害復旧の難易を勘案して、供給上復旧効果の高いものから実施する。

5 通 信（西日本電信電話㈱奈良支店）

- (1) 南海トラフ地震発生により、著しく通信輻輳が発生した場合は、被災者の安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。
- (2) 避難所等への特設公衆電話の設置等により被災者の通信の確保を実施する。
- (3) 通信の途絶及び一般電話の利用制限等を行った場合、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧状況、特設公衆電話の設置状況について広報活動を実施し、社会の不安解消に努める。

準拠 第3章第9節第2項通信施設応急対策計画

6 放 送

放送事業者は、地震災害情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

7 交 通

(1) 道 路

市、県警察及び道路管理者は、道路施設・交通施設等の被害の発生が懸念されるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画しておく。

(2) 鉄 道

大規模地震による交通傷害の発生が懸念される区間における運行の停止、走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導、その他運行上の措置についての内容をあらかじめ計画しておく。

第5項 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策

[土木復旧第二班、避難所統括班]

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、図書館、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- 1) 地震・余震情報等の入場者等への伝達
- 2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- 3) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- 4) 出火防止措置
- 5) 水、食糧等の備蓄
- 6) 消防用設備の点検、整備
- 7) 非常用発電装置及び大容量蓄電池の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- 1) 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- 2) 学校、職業訓練校、研修所等にあつては、当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）これらの者に対する保護の措置
- 3) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置（具体的な措置内容は施設ごとに定める。）

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- (1) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- 1) 自家発電装置、可搬式発電機及び大容量蓄電池等の整備による非常用電源の確保
- 2) 非常用電源の強化のための燃料備蓄施設の確保
- 3) 無線通信機等通信手段の確保
- 4) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 5) 緊急車両等の燃料確保のための自家給油取扱所の確保

- (2) この推進計画に定める避難所又は救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)に掲げる措置をとるとともに、市が行う避難所又は救護所の

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第3節 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

3 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第6項 迅速な救助

[消防班]

1 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

市は、消防庁舎等の耐震化や、自家給油取扱所の建設等の防災機能強化を図り、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に努める。

2 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

市は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動及びデジタル技術の活用による情報収集、分析等の支援体制の整備を行う。

3 実働部隊の救助活動における連携の推進

市は、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

4 消防団の充実

市は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図る。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

[各班共通]

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達及び市の体制等

気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する通知その他必要な措置を行うものとする。

資料 90「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（第1版）」の概要（抜粋）

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達及び市の体制等

(1) 注意喚起

- 1) 緊急速報メール、防災スピーカー（同報系防災行政無線）等により情報を伝達する。
- 2) 市民に対して、以下の注意喚起を実施する。
 - ア 家具等の固定、転倒防止
 - イ 食糧、飲料水等の用意
 - ウ 避難場所及び経路の確認
 - エ 家族の安否確認手段の家族での相談

(2) 災害警戒体制

- 1) 災害警戒本部を設置して、市としての対応を準備する。
- 2) 全ての一次避難所の配置職員は自宅で待機する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達及び市の体制等

(1) 注意喚起

- 1) 緊急速報メール、防災スピーカー（同報系防災行政無線）等により情報を伝達する。
- 2) 市民に対して、以下の注意喚起を実施する。
 - ア 家具等の固定、転倒防止

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

イ 食糧、飲料水等の用意

ウ 避難場所及び経路の確認

エ 家族の安否確認手段の家族での相談

(2) 災害対策体制

- 1) 災害対策本部を設置して、避難所運営等に関する業務、関係機関との調整等を行うとともに、地震発生に備え災害応急対策等を確認する。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

[各班共通]

1 建築物、構造物等の耐震化・不燃化

既存建築物の耐震化を、「奈良市耐震改修促進計画」に基づき促進する。

(1) 住宅（民間、市有）の耐震診断・耐震改修

住宅（戸建て住宅、共同住宅）の耐震化率を95%とすることを目標とする。

(2) 多数の者が利用する建築物（民間）の耐震診断・耐震改修

多数の者が利用する建築物（民間）の耐震化率を95%とすることを目標とする。

(3) 公共建築物（市有建築物）の耐震診断・耐震改修

多数の者が利用する建築物（市有）の耐震化率を100%、その他の市有建築物については建築物の用途や立地条件を踏まえた耐震化促進の優先順位を設定し、効率的・効果的な施策展開によって、耐震化を図る。

(4) 市営住宅の不燃化

「奈良市営住宅ストック総合活用計画」に基づいて、既存の木造住宅等は、地域性、老朽度等を考慮し、順次用途廃止する。

また、その他の既存の市営住宅については、今後、不燃化を促進し、都市の防災化に努める。

関連事業計画

事業の区域等	事業の種類	目 標	達成期間
—	クリーンセンター建設事業	老朽化したゴミ焼却施設の移転建設	令和12年度以降

2 避難地の整備

避難地の整備については、要配慮者にも配慮するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

3 避難路の整備

避難路の整備については、要配慮者にも配慮するとともに、安全性の向上を図る。

4 土砂災害防止施設

土砂災害の未然防止や被害軽減のため、土砂災害危険箇所、山地災害危険地区の対策工事等のハード対策と警戒避難体制を整備するソフト対策の両方を推進する。

5 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）並びに「消防水利の基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づいて、計画的に消防施設の整備充実を図る。

関連事業計画

事業の区域等	事業の種類	目 標
各消防署	消防活動維持管理事業	消防資器材の整備及び消防車両の点検整備
各消防署	消防車両等整備事業	消防車両の更新整備
各消防団	消防施設維持整備事業	消防団ポンプ格納庫等消防用施設の整備補修
水利不便地等	防火水槽等整備事業	耐震性貯水槽及びポンプ格納庫の整備

6 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備（都市計画道路）

J R奈良駅南特定土地区画整理事業における大森西町線と大森西木辻線、並びに西大寺一条線と奥柳登美ヶ丘線は、緊急輸送道路として整備している。

7 通信施設の整備

災害時における孤立集落と外部との通信を確保する。

- (1) 災害の発生を前提とした通信設備（移動型無線や衛星携帯電話等）の運用
- (2) 通信設備障害時におけるバックアップ体制の整備
- (3) 集落と市間の通信確保
- (4) 孤立集落への情報発信

8 木造住宅密集地域の防災対策

木造住宅密集地域においては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難場所や避難経路の整備をはじめ、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により、地震に強いまちづくりを推進する。

なお、木造住宅密集地域内における避難所の指定に当たっては、必要に応じて延焼被害軽減対策等を行う。

第6節 防災訓練計画

[各班共通]

- 1 市及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。
- 2 1の防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 3 市は、自主防災防犯組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災防犯組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者（要配慮者）、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、自主避難、避難指示等による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練
- 5 その他「第2章第3節第1項防災訓練計画」による。

準拠 第2章第3節第1項防災訓練計画

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[各班共通]

市は、防災関係機関、地域の自主防災防犯組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

1 市職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、各部、各班、各機関ごとに行うものとする。

防災教育の内容は次のとおり。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 南海トラフ地震に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、地域住民等に対する教育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動等に関する知識
- (2) 南海トラフ地震等に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における急傾斜地崩壊危険区域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画
措置の内容や実施方法
(10)住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

地震対策等についての相談を受けるため、各担当部課に必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。